

**令和 6 年**

**第 1 1 回 定 例 教 育 委 員 会**

**我孫子市教育委員会**



## 令和6年第11回定例教育委員会日程

日 時 令和6年11月21日（木） 午後2時00分から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名  
村松 弘康

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について  
(生涯学習課)

議案第2号 我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (文化・スポーツ課)

議案第3号 専決処分の報告について (和解)  
(教育相談センター)

日程第3 諸 報 告

## 目 次

議案第 1 号	我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部 を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 3
議案第 3 号	専決処分の報告について（和解）	・ ・ ・ ・ 5

議案第1号

我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年11月21日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

健康保険証の廃止に伴い、我孫子市公共施設使用者登録申請書から健康保険証の記載を削除するため、提案するものです。

## 我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則

我孫子市公民館管理規則（平成4年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「健康保険証 マイナンバーカード」を「マイナンバーカード」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の我孫子市公民館管理規則の規定に基づき作成された様式用の紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。

## 議案第2号

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の  
制定について

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次  
のように制定する。

令和6年11月21日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

### 提案理由

健康保険証の廃止に伴い、我孫子市公共施設使用者登録申請書から健康保険証の記載  
を削除するため、提案するものです。

## 我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和61年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「健康保険証 マイナンバーカード」を「マイナンバーカード」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づき作成された様式用の用紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。

議案第3号

専決処分の報告について（和解）

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙とおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月21日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

和解について専決処分したので、議会に報告するものです。

和解について

<p>事件の概要</p>	<p>令和4年10月21日に教育相談センターが講演会で使用した資料において、和解の相手方が著作権を有するイラストを無断で使用し、及び当該資料を我孫子市立湖北台東小学校のホームページ上において2年間にわたって掲載したことに係る損害賠償請求について、令和6年9月27日に当該和解の相手方からの請求書を受領した。</p>
<p>和解の相手方</p>	<p>市外在住 個人</p>
<p>専決処分日</p>	<p>令和6年11月11日</p>
<p>和解条項</p>	<p>第1条 我孫子市（以下「乙」という。）は、和解の相手方（以下「甲」という。）が著作権を有するイラスト1点（計2か所）を乙の教育委員会教育相談センターで作成した「大人が子どもの行動に困ったときは」というレジュメ及び我孫子市立湖北台東小学校のホームページ上において、無断使用していたこと（以下「本件」という。）を認め、謝罪の意を表す。</p> <p>第2条 乙は、本件の解決金として、金220,000円を甲に対して支払う。</p> <p>第3条 乙は、前条に定める額を甲との合意から30日以内に甲の指定する口座に送金して支払う。この場合において、振込手数料は、乙の負担とする。</p> <p>第4条 乙は、乙が無断使用していたイラストについて、第1条に規定するレジュメ及びホームページから削除したことを確約する。</p> <p>第5条 乙は、甲に対して、今後、甲が著作権を有するイラストを無断使用しないことを確約する。</p> <p>第6条 甲及び乙は、第3条に基づく乙から甲への支払いをもって本件に係る問題は全て円満に解決されることに合意し、本和解条項において明示的に合意したものを除き、本件に関し甲乙間には何らの債権債務がないことを相互に確認する。</p>